

細隙灯顕微鏡システムの賃貸借 一式

(搬入、据付、配線、調整、既存設備撤去、処分を含む)

仕 様 書

令和5年11月

国立大学法人滋賀医科大学

会計課契約係

Tel:077-548-2036

I. 仕様書概要説明

1. 調達背景及び目的

細隙灯顕微鏡は眼科診療において不可欠な器機である。前眼部、水晶体、硝子体及び眼底と眼球内外の全ての観察に使用し、病変の発見に有意義である。現在本学では最も古い器機は2005年8月に購入された細隙灯顕微鏡が設置されているが、想定される耐用年数を既に経過している状況であり、このまま使用すると今後故障等により本器機の利用者の診断業務に支障をきたす可能性がある。診断の質を確保するために細隙灯顕微鏡の機器新設が不可欠である。

2. 調達物品名及び構成内訳

1.	細隙灯顕微鏡	2台
2.	細隙灯顕微鏡（アダプター付）	1台
3.	細隙灯顕微鏡	1台
4.	処置用テーブル	1台
5.	電動患者椅子	1台

以上、搬入、据付、配線、調整、既存設備撤去、処分を含む。

3. 履行期間 令和6年1月1日～令和7年6月30日

4. 技術的要件の概要

- 1) 本調達物品に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、II. 調達物品に備えるべき技術的要件に示すとおりである。
- 2) 技術的要件は、すべて必須の要求要件である。
- 3) 必須の要求要件は、本学が必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- 4) 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、本学技術審査職員において、入札機器に係る技術仕様書を含む入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

5. その他

1) 仕様に関する留意事項

入札機器は、原則として入札時点で製品化されていること。ただし、入札時点で製品化されていない機器によって応札する場合には、技術的要件を満たすことの証明及び納入期限までに製品化され納入できることを保証する資料及び確約書等を提出すること。

2) 入札に関する留意事項

①入札に関しては、入札機器が本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件毎に具体的かつわかり易く資料を添付する等して記載すること。

従って、審査するに当たって提案の根拠が不明確、説明が不十分であると技術審査職員が判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。

②提出資料等に関する照会先を明記すること。

③提出資料等について、問い合わせやヒアリングを行う場合があるので、誠実に対応すること。

④入札機器が仕様を満たしていることを、提出書類のどの部分で証明できるか、参照すべき箇所を明記すること。参照すべき箇所がカタログ、図面、仕様書等である場合には、アンダーラインを付したり、余白に大きく矢印を付したりすることによって当該部分をわかりやすく明示すること。

3) 導入に関する留意事項

①導入スケジュールについては、本学と協議しその指示に従うこと。

②搬入、据付、配線、調整、既存設備撤去、処分に要するすべての費用は、本調達に含む。

II. 調達物品に備えるべき技術的要件

(性能、機能に関する要件)

1. 細隙灯顕微鏡 2台
 - 1-1. 光源が白色 LED であり、5W であること。
 - 1-2. スリット幅可変範囲が 0~12 mm であること。
 - 1-3. スリット回転角が左右に各 90 度であること。
 - 1-4. 照野径が 1~12 mm でかつ連続可変が可能であること。
 - 1-5. 接眼レンズが 10 倍であること。
 - 1-6. 総合倍率が 5 変倍であること。
 - 1-7. スリット光上下動駆動方式が電動式であること。
 - 1-8. 外眼部照明が標準装備であること。
 - 1-9. バリアフィルターが内蔵されていること。
 - 1-10. フィルターが全透過、ND(12, 5%透過)、グリーン、ブルーの 4 種類であること。

2. 細隙灯顕微鏡 (アダプター付) 1台
 - 2-1. 光源が白色 LED であり、5W であること。
 - 2-2. スリット幅可変範囲が 0~12 mm であること。
 - 2-3. スリット回転角が左右に各 90 度であること。
 - 2-4. 照野径が 1~12 mm でかつ連続可変が可能であること。
 - 2-5. 接眼レンズが 10 倍であること。
 - 2-6. 総合倍率が 5 変倍であること。
 - 2-7. スリット光上下動駆動方式が電動式であること。
 - 2-8. 外眼部照明が標準装備であること。
 - 2-9. バリアフィルターが内蔵されていること。
 - 2-10. フィルターが全透過、ND(12, 5%透過)、グリーン、ブルーの 4 種類であること。
 - 2-11. F=55 mm の手動絞り付アダプターを付属すること。

3. 細隙灯顕微鏡 1台
 - 3-1. 光源に高輝度 LED を採用していること。
 - 3-2. スリット幅可変範囲が 0~14 mm であること。
 - 3-3. スリット回転角が左右に各 90 度であること。
 - 3-4. 照野径が 1~14 mm でかつ連続可変が可能であること。
 - 3-5. 接眼レンズが 16 倍であること。
 - 3-6. 総合倍率が 5 変倍であること。
 - 3-7. 電源ケーブル等の各種配線を外部に露出しない仕様であること。
 - 3-8. 接眼鏡筒は 6 度内方へ傾斜し、自然な眼位で融像が可能であること。

- 3-9. バックグラウンド照明装置を標準装備していること。
- 3-10. 光路間距離は 22mmを採用し、眼底観察に適した光学系の仕様であること。
- 3-11. 照明径が最大 14mm を採用し、前眼部をより広く観察することが可能であること。
- 3-12. 固視灯は ON / OFF 機能を有していること。

- 4. 処置用テーブル 1台
- 4-1. テーブルの操作は、電動スライド又は手動スライドのいずれかを使い分けることが可能であること。
- 4-2. オートスライドの操作は、スワイプ操作が選択可能であること。
- 4-3. テーブルのスライドストロークは、500mm であること。
- 4-4. スライドスピードは一工程 2.5 秒~4.5 秒の間で、調節可能であること。
- 4-5. テーブルの昇降は、テーブル部のスイッチにより調節可能であること。
- 4-6. テーブル最低高が 620mm であること。
- 4-8. テーブルの昇降ストロークが 300 mm 以上であること。
- 4-7. 電動患者椅子の昇降が、テーブル部のスイッチで可能であること。

- 5. 電動患者椅子 1台
- 5-1. 本体重量は 25 kg以上で転倒防止に優れた安定感のある円形のベース部であること。
- 5-2. ベース後部に 2 個のローラーを装備し移動が容易であること。
- 5-3. シート部の最低高さが 400 mmで昇降ストロークが 150 mm以上であること。
- 5-4. 座面のシートカラー選択が可能であること。

(性能、機能以外に関する要件)

1. 設置条件等

- 1) 納入場所については、本学 眼科外来、眼科病棟とする。
- 2) 物品の搬入、据付、配線、調整、既存設備撤去、処分については、本学の業務に支障をきたさないように本学職員と協議の上、その指示に従うこと。
- 3) 物品の搬入、据付、配線、調整、既存設備撤去、処分に必要な資材、消耗品、その他必要な費用は全て本調達に含まれること。
- 4) 導入スケジュールについては、本学職員と協議し、その指示に従うこと。
- 5) 本学が用意した一次側電源設備 (AC100V、6A) 以外に必要な設備があれば、供給者において用意すること。なお、これに要する費用は、本調達に含まれる。

2. 保守体制等

- 1) 本装置の修理、部品供給、その他アフターサービス、メンテナンスに対しては速やかに対処すること。
- 2) 必要な保守物品は、常時保有することとし、万全の体制を期すること。
- 3) 導入後、1年以内に通常の使用により故障が生じた場合は、無償で修理又は交換すること。
- 4) 契約期間中、利用者の要請に応じ、訪問修理を行うこと。
- 5) 保守料金には定期点検・訪問修理に要する技術料、標準交換部品の費用、訪問修理において交換した部品の費用、メーカーの規定による交通費・移動時間費、発想サービスによる部品の費用及び発送費を含むこと。
- 6) 契約期間において、年に1回の定期点検を行うこと。
- 7) 当該定期点検では、各部の点検及び標準交換部品の交換を行うこと。

3. その他

- 1) 日本語の使用説明書を3部提供すること。
- 2) 利用者に対して、本装置の使用方法及び日常保守等についての教育訓練を本学が指定する日時、本学内の指定する場所で開催すること。
- 3) 技術的な相談に速やかに対応する体制が整えられていること。
- 4) 履行期間内であっても、本学が終了を希望する月の前々月の末日までに履行期間の変更の協議の申出があった際には、協議に対応すること。